

2018年
夏号

FCA通信

《今回の特集》

「配偶者控除」と「配偶者特別控除」

平成30年1月から「配

偶者控除」と「配偶者特別控除」が大幅に見直されました。すでに控除を受けられる人に制限が加わり、控除額も段階的に縮小されます。この改正は、私たちにとってきわめて身近に係する項目の一つであり、パートタイマーにとっても関心の高い内容だと思われまので、概要を把握しておきましょう。

【「配偶者控除」の今までの流れ】

改正により、配偶者控除には納税者本人に所得制限が加えられました。平成29年分までは、配偶者控除は配偶者の所得のみで判定されていた（給与収入のみなら年間103万円以下）。具体的には夫がサラリーマンで、妻のパートの年収が103万円以下の場合、夫自身の所得について配偶者控除（38万円）が受けられ、また妻本人の収入には所得税が課税されません。これは、パート収入（給与収入）から給与所得控除（6.5万円）と基礎控除（38万円）との合計額を差し引

き、残った金額

（所得）に所得税がかかるためです。ところが、平成30年分からは、納税者本人の合計所得金額が1,000万円を超（給与収入のみなら年間1,220万円超）だと配偶者控除が受けられなくなります。

【「配偶者特別控除」の今までの流れ】

改正により、給与額面103万円以下で受けられていた38万円の控除が、配偶者特別控除の枠が拡大されたことで、給与額面150万円以下であれば38万円の控除が受けられるようになりました。平成29年分までは、配偶者控除を受けられない場合であっても、所得が76万円未満（給与額面で141万円未満）までは「配偶者特別控除」を受けられることが出来ました。実際には103万円を超えても控除額がいきなりゼロとなるわけではなく、徐々に控除額が少なくなるという制度になっています。

給与明細書



る増税です。一方で、パートで働く配偶者には一定の配慮が見られます。改正で拡大されたのは、

「配偶者控除」ではなく、「配偶者特別控除」が拡大されました。主婦の年収上限が引き上げられましたので、これまでよりたくさん働いて収入を増やすことができるようになります。年収150万円までなら主婦は夫の扶養範囲内になりますので、働く時間や日数を増やすことが可能です。

上記では、社会保険は加味しておりません。依然として社会保険の130万円の壁は残っています。納税者が会社員等の場合、配偶者は納税者の社会保険（健康保険、厚生年金保険）の扶養にも入っているケースが多いと思います。現在、社会保険の被扶養者となるための要件の一つに、年収130万円未満という要件があります。配偶者自身が年収130万円以上だと、被扶養者ではなくなります。つまり、配偶者自身が社会保険に加入して、社会保険料を支払う必要が出てくるので、いわゆる「130万円の壁」と言われています。配偶者自身で社会保険料を支払えば、手取

り額も減りますので、給与収入を抑えることで手取額が増えるケースも考えられますので、注意が必要です。

なお、配偶者控除や配偶者特別控除は、いわば扶養する側の話です。扶養される側の税金については何も変わっていません。例えば、年間103万円働く場合、所得税はかかりません。妻の収入が130万円以上になると一時的に世帯収入は少なくなりますが、

一方で、負担した保険料に応じて将来の公的年金の上乗せ金額が増えるなど、当然収入を増やしたほうが長い目で見れば生活は楽になるはずですが。今回の配偶者控除を含む所得税の控除の見直しや年金制度改革等により、現在の優遇措置が未来永劫続く保証はありません。目先の損得だけでなく、長い目で「配偶者の働く意義」についても見つめなおす良い機会かもしれません。

暮らしのクイズ

第1問：これらは全て地震の時に必要なものですが、大きな地震が起きたとき最も重要なものは何ですか？

A：水 B：懐中電灯 C：笛

第2問：あなたが外にいる時に大地震が起きた場合、一番正しい避難場所？

A：コンビニエンスストア B：ガソリンスタンド C：交番

第3問：地震発生後、柱に足が挟まれて長時間身動きできず苦しんでいる人がいます。あなたがとるべき行動で正しいのは？

A：柱を持ち上げ、助け出す B：そのままにして救助隊の到着を待つ C：挟まれている足をマッサージする

第4問：1981年より前に建てられた家に住んでいる方々へ次のうち間違っているのは？

A：瓦屋根であり屋根が重いから地震にも強い

B：耐震性確保のため、専門家に耐震診断を依頼

C：寝室に高い家具を置かない様にし、家具は壁や相互に連結・固定

※答えは次ページ

前回は過去の判例から基本過失割合を確認するところまででした。この段階では基本過失割合を判例から確認するまでとなります。

ここからはスピードの超過やセンターラインオーバー、信号の状態等の証拠が不十分ですからご契約者様から伺った事故状況を元に事故現場に行き、確認して事故状況と合わせる作業をします。不明な点は再度状況を確認して、より正確な状況把握する事が大切であり、契約保険会社への事故報告もより正確となり相手保険会社との示談交渉も円満解決に繋がる事と思えます。嘘の状況を伝え自分を有利にする目的で状況変えて説明する事は解決に時間や費用が掛かります。円満な解決に向けて正しい事故状況把握してお客様を守る為にFCAグループの代理店は事故解決に向けて全力でお手伝いを致します。事故の解決には法律が複雑に絡み解決までに時間が掛かる事案もありますが、民法713条では責任弁識能力について文言があります。責任弁識能力は法律用語で聞き慣れない用語ですが責任能力の

事です。民法713条【責任弁識能力を欠く者の責任】精神上の障害により自己の行為の責任を弁識する能力を欠く状態にある間に他人に損害を加えた者は、その賠償の責任を負わない。ただし、故意または過失によって一時的にその状態を招いたときは、この限りでない。「ただし、故意または過失：」以降の文言は病院の通院歴や医師から診断より自動車の運転はしないように言われたにも関わらず運転した場合、故意または過失にあたります。

そこでご自分やご家族が事故の被害者になってしまい賠償責任を負わない事が決まった場合は【自分の身は自分で守りなさい】という事になりますので、ご家族を守る為に保険に加入する必要性を感じます。

今回は事故時の正確な状況の把握、民法713条の理解とそれを守る保険の話でした。



ほけんニュース

保険使用に際しチョット耳寄りな話

最近、事業者が訪問して「保険を使って家を修繕しませんか」という話を聞きます。実際には使える場合がありますが、使えない場合にトラブルになるケースがあります。なんでも保険で直ったりするわけではありません。そんな時はまず代理店等で確認をしてから保険会社に保険金を請求するようお勧めします。

トラブル例

- ・契約時に契約書面に署名したが、控えをもらえなかった
- ・解約すると言ったら、解約料として保険金の50%を請求された
- ・代金として保険金全額を前払いしたのに修理が着工されない
- ・損傷は経年劣化によるものだが、保険会社には自然災害が原因という理由で申請するよう勧められた 等

< FCA会参画代理店 >

(株)愛神エージェンシー (有)サンライズ
日比野総合保険サービス (有)GIA

*FCA会とは、保険代理店としてお客様に対して何が出来るか、その為に何をしていくのかを探求する代理店の会です

身近なニュース

こんにちはサンライズの田財です。

資料作成中の今はワールドカップ真っ最中です。

日本代表以外の試合も全部見たいなんてサッカー好きな人は睡眠時間に注意ですよ。

年代ごとに必要な睡眠時間は変化しますが基本は7時間。それ以上も以下もあまり良くないみたいです。興奮状態やストレスでも交感神経の働きで眠れなくなります。

皆さんは健康に気を使いながら楽しんでくださいね。私は身体に鞭を打つかのように寝不足でも応援します。日本ファイトー!!!

暮らしのクイズ答え

第1問 C：笛

最悪のケース、自分が生き埋めになり脱出できない場合、所在を知らせるため最も重要となります。

第2問 B：ガソリンスタンド

ガソリンスタンドは意外にも、火にも地震にも強い施設。阪神淡路大震災では、実際に猛烈な火災がガソリンスタンドで焼け止まりになったという例があります。

第3問 B：そのままにして、救助隊の到着を待つ。

長時間、足や腕などが重い物の下敷きになっていると、体内に毒素が発生する。急に取り除くと、毒素が血液をめぐり心臓停止などを引き起こすことがある。これが、クラッシュシンドロームといわれる症状です。

第4問 A：瓦屋根であり、屋根が重いから地震に強い。

瓦屋根で屋根の重い住宅は、台風には強いが重心が高いため地震に弱い。1981年建築基準法の改正により、新耐震基準が制定された。これにより、地震に対する強度が向上した。